



1. 共通届出書類

- (1) 別紙 50 小樽市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- (2) 別紙 1-4 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

2. 留意事項

- ・特別地域加算については、小樽市は該当しません

3. 加算別添付書類

- ・算定する加算等に応じて、上記に加えて以下の書類等を添付してください。
- ・なお、下記にない加算については、「1 共通届出書類」のみ提出してください。
- ・この表に記載されている書類のほかにも、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

加算等の種類	添付書類
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する提供割合90%以上）	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）
口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）
介護職員等処遇改善加算	詳細については、介護職員等処遇改善加算のページを御確認ください
割引	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について（別紙51）